

議案第 4 2 号

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日進市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、仕事と生活の両立支援の充実を図るため、日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日進市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等の措置について、規定を追加する。
- (2) 育児に係る部分休業について、1 年度につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択することができるようにする。

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日進市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 <u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第19条 <u>任命権者は、日進市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日進町条例第1号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。))その他の事項を</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略

知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 日進市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度

援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の3</u> 略	等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の2</u> 略
--	--

(日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 日進市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに</u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条にお</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項並びに</u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を

いて同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変

<u>更(以下「第3項変更」という。)をしなれば同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額)を減額して支給する。</u> (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額)を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の日進市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 43 号

日進市税条例の一部改正について

日進市税条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 公示送達制度の見直しを行う。
- (2) 特定親族特別控除を新設する。
- (3) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の見直しを行う。

日進市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公示送達) 第20条 法第20条の2の規定による公示送達 は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事 項をいう。以下この条において同じ。)</u>を <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23 号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8 <u>第1項に規定する方法により不特定多数の 者が閲覧することができる状態に置く措置 をとるとともに、公示事項が記載された書 面を日進市公告式条例(昭和39年日進町条 例第7号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示 し、又は公示事項を市の事務所に設置した 電子計算機の映像面に表示したものの閲覧 をすることができる状態に置く措置をとる ことによってするものとする。</u></u> (納税証明事項) 第20条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定す る事項は、道路運送車両法(昭和26年法律 第185号)第59条第1項に規定する検査対象 軽自動車又は二輪の小型自動車について天 災その他やむを得ない事由により種別割を 滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、同条第1項及び第3項から第 11項までの規定により雑損控除額、医療費 控除額、社会保険料控除額、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除 額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配	(公示送達) 第20条 法第20条の2の規定による公示送達 は、日進市公告式条例(昭和39年日進町条 例第7号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示し て行うものとする。</u> (納税証明事項) 第20条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理 府令第23号。以下「施行規則」という。)</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運 送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の 小型自動車について天災その他やむを得な い事由により種別割を滞納している場合 においてその旨とする。 (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、同条第1項及び第3項から第 11項までの規定により雑損控除額、医療費 控除額、社会保険料控除額、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除 額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配

偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の

偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」とい

控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51

う。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51

条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第84条第1号アに掲げる紙巻た

条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

ばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム

未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)第20条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族

特別控除額」とする。

- 3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の日進市税条例(以下「旧条例」という。)第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、日進市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 日進市税条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 4 4 号

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 7 年度（第 3 号）

日進市一般会計補正予算書

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度日進市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 3, 5 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 0 6 6, 6 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
13. 分担金及び負担金		275,319	△1,467	273,852
	1. 負担金	275,319	△1,467	273,852
14. 使用料及び手数料		338,880	△4,812	334,068
	1. 使用料	198,402	△4,812	193,590
15. 国庫支出金		5,747,346	66,453	5,813,799
	2. 国庫補助金	815,327	1,265	816,592
	4. 国庫交付金	471,144	65,188	536,332
16. 県支出金		2,626,501	8,935	2,635,436
	2. 県補助金	725,741	6,258	731,999
	3. 委託金	283,122	2,677	285,799
19. 繰入金		2,153,559	44,396	2,197,955
	2. 基金繰入金	2,123,547	44,396	2,167,943
歳 入 合 計		33,953,153	113,505	34,066,658

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,385,355	2,560	4,387,915
	5. 統計調査費	46,593	2,560	49,153
3. 民生費		16,052,760	4,424	16,057,184
	2. 児童福祉費	8,540,273	2,442	8,542,715
	3. 生活保護費	319,018	1,982	321,000
4. 衛生費		2,877,342	8,486	2,885,828
	2. 清掃費	1,461,118	8,486	1,469,604
6. 農林水産業費		157,433	90,651	248,084
	1. 農業費	153,548	90,651	244,199
9. 消防費		1,102,873	7,384	1,110,257
	1. 消防費	1,102,873	7,384	1,110,257
歳 出 合 計		33,953,153	113,505	34,066,658

令和7年度（第3号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 市税	16,695,334		16,695,334
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	160,000		160,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	150,000		150,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,100,000		2,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	130,001		130,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	275,319	△1,467	273,852
14. 使用料及び手数料	338,880	△4,812	334,068
15. 国庫支出金	5,747,346	66,453	5,813,799
16. 県支出金	2,626,501	8,935	2,635,436
17. 財産収入	14,460		14,460
18. 寄附金	758,802		758,802

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2, 153, 559	44, 396	2, 197, 955
20. 繰越金	300, 000		300, 000
21. 諸収入	1, 047, 551		1, 047, 551
22. 市債	916, 000		916, 000
歳 入 合 計	33, 953, 153	113, 505	34, 066, 658

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	284,836		284,836
2. 総務費	4,385,355	2,560	4,387,915
3. 民生費	16,052,760	4,424	16,057,184
4. 衛生費	2,877,342	8,486	2,885,828
5. 労働費	3,311		3,311
6. 農林水産業費	157,433	90,651	248,084
7. 商工費	854,082		854,082
8. 土木費	2,446,600		2,446,600
9. 消防費	1,102,873	7,384	1,110,257
10. 教育費	4,658,100		4,658,100
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,076,531		1,076,531
13. 諸支出金	3,924		3,924
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	33,953,153	113,505	34,066,658

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,560			0
5,742		△6,279	4,961
			8,486
63,553			27,098
3,533			3,851
75,388		△6,279	44,396

2 歳 入

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 民生費負担金	143,734	△1,467	142,267
計	275,319	△1,467	273,852

1 4 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

2. 民生使用料	142,868	△4,812	138,056
計	198,402	△4,812	193,590

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	228,271	1,265	229,536
計	815,327	1,265	816,592

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

1. 総務費国庫交付金	210,615	60,988	271,603
5. 消防費国庫交付金	0	4,200	4,200
計	471,144	65,188	536,332

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	535,321	4,360	539,681
4. 農林水産業費県補助金	7,312	2,565	9,877

1 3 款 分担金及び負担金
1 4 款 使用料及び手数料
1 5 款 国庫支出金

1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 児童福祉費負担金	△1,467	保育所運営費（私立分） △1,467

2. 児童福祉使用料	△4,812	保育所使用料（公立分） △4,812

1. 社会福祉費補助金	1,265	生活困窮者就労準備支援事業 1,265

1. 総務管理費交付金	60,988	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 60,988
1. 消防費国庫交付金	4,200	新しい地方経済・生活環境創生交付金 4,200

3. 児童福祉費補助金	4,360	愛知県第三子保育料無料化等事業 △3,500 愛知県第二子保育料無料化等事業 7,860
1. 農業費補助金	2,565	新規就農者育成対策事業 2,565

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
7. 消防費県補助金	1,020	△667	353
計	725,741	6,258	731,999

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

1. 総務費委託金	251,659	2,560	254,219
2. 民生費委託金	8	117	125
計	283,122	2,677	285,799

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,238,946	44,396	1,283,342
計	2,123,547	44,396	2,167,943

1 6 款 県支出金
1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 消防費補助金	△667	地震防災対策事業 △667

5. 統計調査費委託金	2,560	国勢調査 2,560
1. 社会福祉費委託金	117	福祉調査事務 117

1. 財政調整基金繰入金	44,396	財政調整基金繰入金 44,396

3 歳 出

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 基幹統計費	46,510	2,560	49,070	2,560 県			
				2,560			
計	46,593	2,560	49,153	2,560			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3. 保育所費	4,383,846	2,442	4,386,288	4,360 県		△6,279 負 △ 1,467 使 △ 4,812	4,361
				4,360			
計	8,540,273	2,442	8,542,715	4,360		△6,279	4,361

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	57,018	1,982	59,000	1,382 国			600
				1,265 県			
				117			
計	319,018	1,982	321,000	1,382			600

4 款 衛生費

2 項 清掃費

2. 塵芥処理費	1,191,319	8,486	1,199,805				8,486
計	1,461,118	8,486	1,469,604				8,486

2 款 総務費
3 款 民生費
4 款 衛生費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
11. 役務費	1,791	手数料 1,791	基幹統計事務 2,560 派遣手数料 1,791 調査員業務委託料 400 調査地図作成業務委託料 369
12. 委託料	769		

19. 扶助費	2,442		公立保育園管理運営事業 財源補正 認可保育所等支援事業 2,442 施設型給付費 2,442

1. 報酬	65	非常勤職員報酬 65	生活保護事業 1,982 社会保障生計調査員 1 人 62 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査員 1 人 3
7. 報償費	41	報償金 41	社会保障生計調査報償金 41 消耗品費 6
10. 需用費	6	消耗品費 6	生活保護システム改修委託料 1,870
12. 委託料	1,870		

18. 負担金、補助及び交付金	8,486	負担金 8,486	ごみ・資源収集処理事業 8,486 尾三衛生組合負担金 8,486

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	28,235	83,451	111,686	63,553 国 60,988 県 2,565			19,898
4. 農地費	47,670	7,200	54,870				7,200
計	153,548	90,651	244,199	63,553			27,098

9 款 消防費

1 項 消防費

3. 消防施設費	14,717	3,300	18,017				3,300
4. 災害対策費	38,514	4,084	42,598	3,533 国 4,200 県 △ 667			551
計	1,102,873	7,384	1,110,257	3,533			3,851

6 款 農林水産業費
9 款 消防費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
10. 需用費	72,500	消耗品費	72,500	農業経営者支援事業	2,565
				新規就農者育成総合対策補助金	2,565
11. 役務費	5,513	通信運搬費	5,513	物価高騰対応支援事業	80,886
				消耗品費	72,500
				通信運搬費	5,513
12. 委託料	2,873			封入封緘等業務委託料	2,873
18. 負担金、補助及び交付金	2,565	補助金	2,565		
18. 負担金、補助及び交付金	7,200	負担金	7,200	ため池維持管理事業	7,200
				農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金	7,200

18. 負担金、補助及び交付金	3,300	負担金	3,300	消防施設維持管理事業	3,300
				消火栓設置工事等負担金	3,300
10. 需用費	4,084	消耗品費	4,084	災害対策推進事業	4,084
				消耗品費	4,084

給 与 費 明 細 書

特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		30,606	14,450 3.45			161	45,217	16,038	61,255	
	議 員	20	106,193		44,268 3.45				150,461	28,667	179,128	
	その他 の 特別職	1,738	171,074						171,074		171,074	
	計	1,761	277,267	30,606	58,718			161	366,752	44,705	411,457	
補 正 前	長 等	3		30,606	14,450 3.45			161	45,217	16,038	61,255	
	議 員	20	106,193		44,268 3.45				150,461	28,667	179,128	
	その他 の 特別職	1,736	171,009						171,009		171,009	
	計	1,759	277,202	30,606	58,718			161	366,687	44,705	411,392	
比 較	長 等	0		0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その他 の 特別職	2	65						65		65	
	計	2	65	0	0			0	65	0	65	

議案第 4 5 号

工事請負契約の締結について
(野方三ツ池公園線／橋梁下部＜橋脚＞工事)

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

1	工 事 名	野方三ツ池公園線／橋梁下部＜橋脚＞工事
2	工 事 場 所	日進市野方町地内
3	契 約 の 金 額	金 2 4 7, 5 0 0, 0 0 0 円
4	契約先の名称	株式会社山本工務店
5	契 約 の 方 法	一般競争入札

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるためです。

1 契約先概要

- (1) 契約先の名称 株式会社山本工務店
- (2) 所在地 愛知県日進市岩崎町神明乙85番地
- (3) 代表者 代表取締役 山本 悦司

2 履行期間

- 着手 契約日の翌日
- 完了 令和8年3月27日

3 工事概要

市道野方三ツ池公園線の二級河川天白川に架かる橋梁の橋脚を整備するもの。

4 業務内容

橋脚 1橋

本体コンクリート工

躯体部：420立方メートル フーチング部：380立方メートル

作業土工

床掘：2,080立方メートル

仮締切工 一式

仮栈橋工 一式

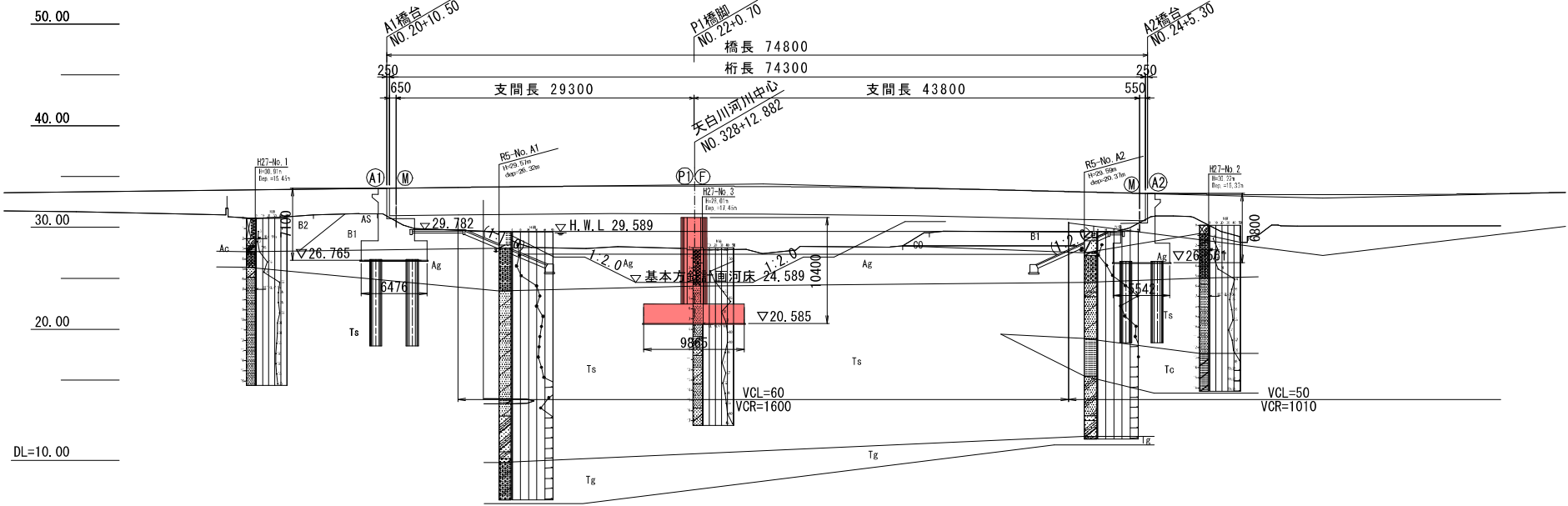
仮設道工 一式



位置図

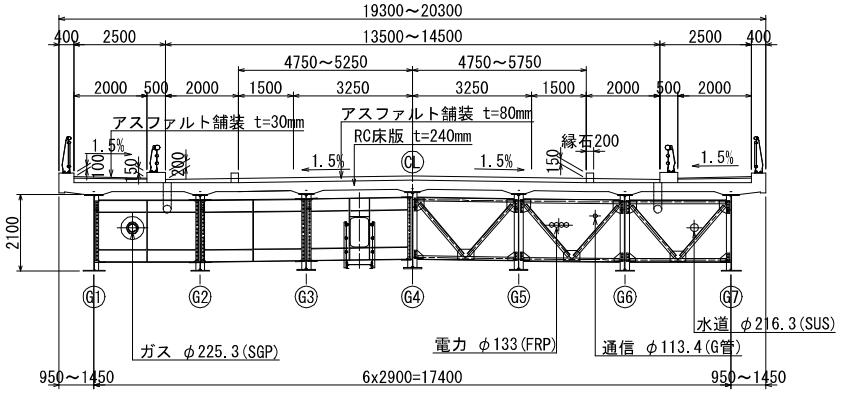


側面図 S=1:300 橋梁一般図(その1)

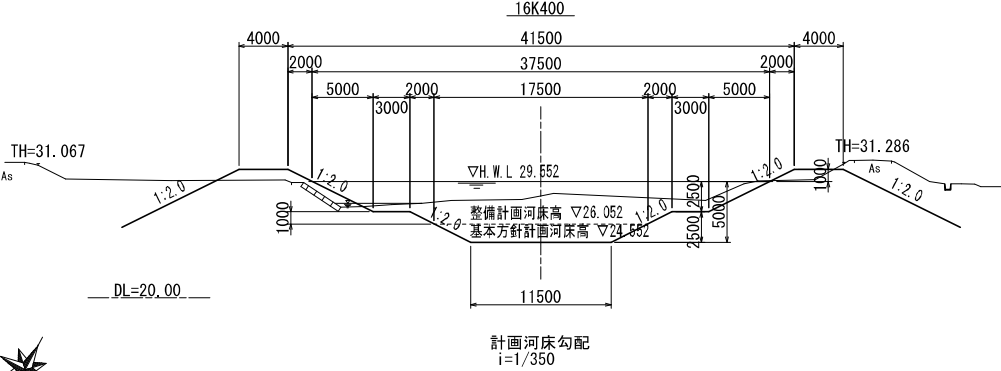


勾配	$i=1.176\%$ $L=127.500m$										$i=2.564\%$ $L=55.000m$										$i=2.392\%$ $L=39.126m$									
計画高	32.800	32.905	33.677	33.741	33.865	33.975	34.054	34.052	34.019	33.884	33.470	33.361	33.241	33.210	33.205	33.200	33.826	33.826			32.880	33.826	33.826	33.826	33.826	33.826	33.826	33.826	33.826	33.826
地盤高	32.51			31.02		29.65		27.92		28.09		29.56		30.14																
追加距離			14.520	5.480	10.500	10.000	20.000	0.700	6.800	12.500	20.000	5.300	8.950	4.460	1.290	2.500														
単距離			14.520	5.480	10.500	10.000	20.000	0.700	6.800	12.500	20.000	5.300	8.950	4.460	1.290	2.500														
測点	NO. 16	14.520	NO. 20		10.500	NO. 21	NO. 22	+0.700	+7.500	NO. 23	NO. 24	+5.300	14.250	18.710	NO. 25	2.500	NO. 27	1.626												
曲率図	$R=\infty$																													
片勾配	$i=1.5\%$																													

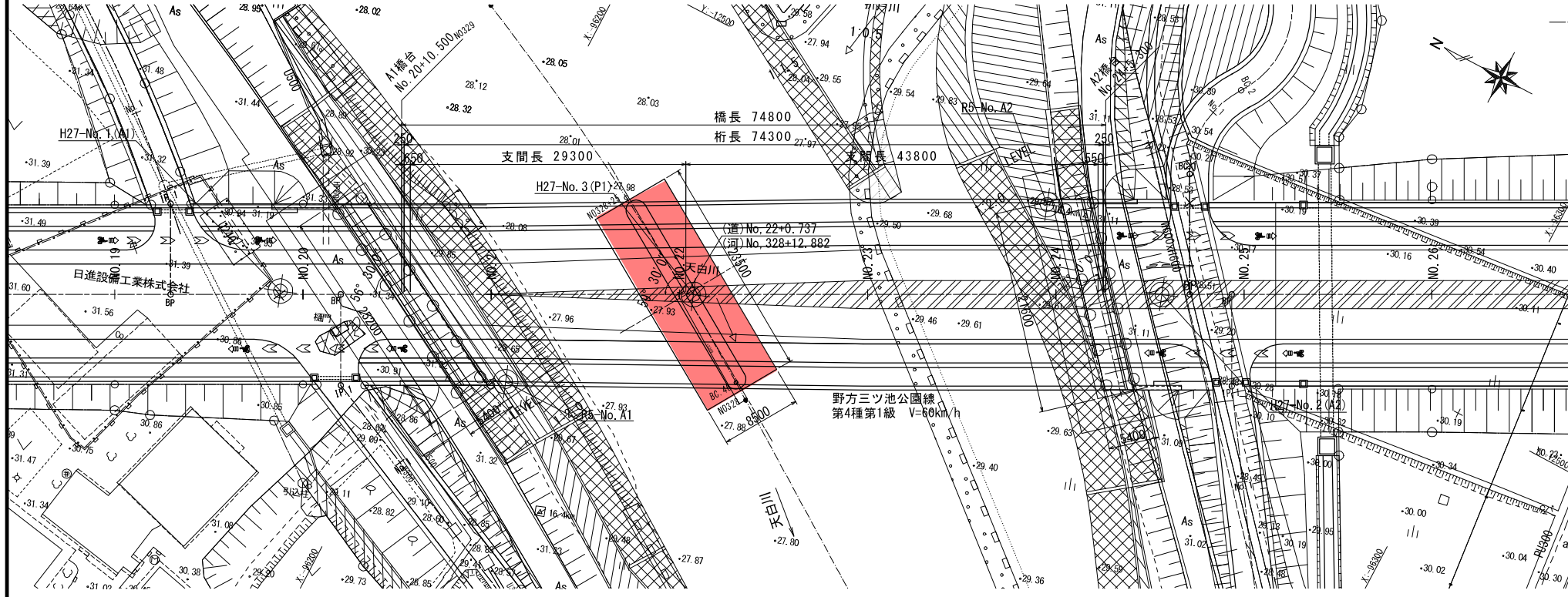
上部工断面図 S=1:100



河川定規断面図 S=1:300



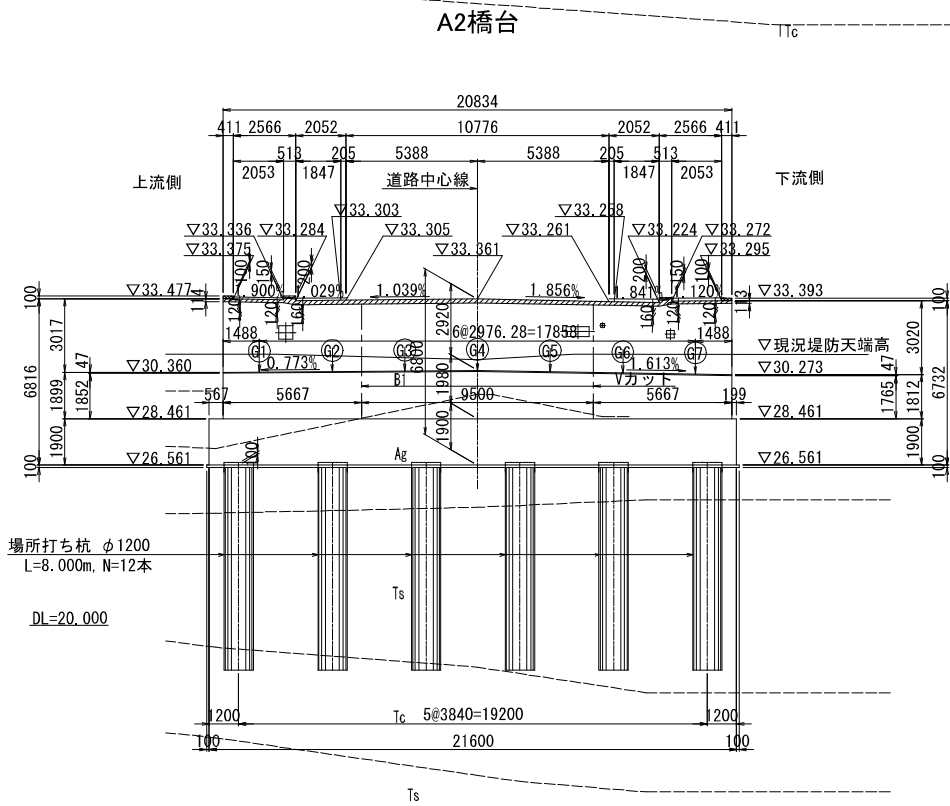
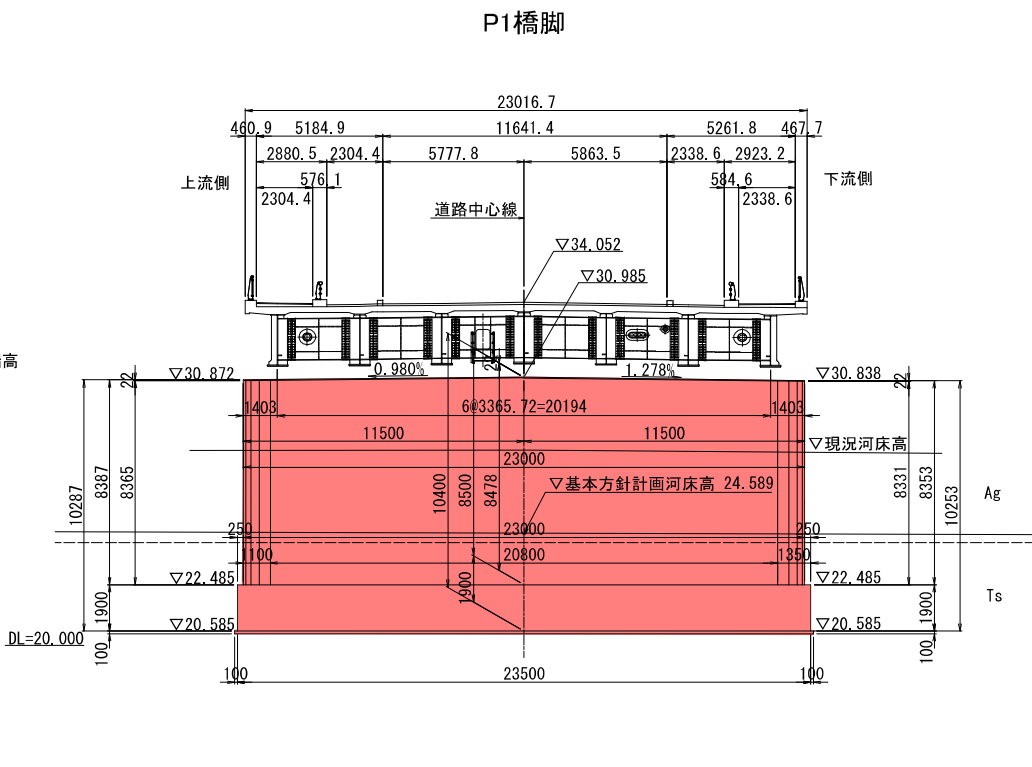
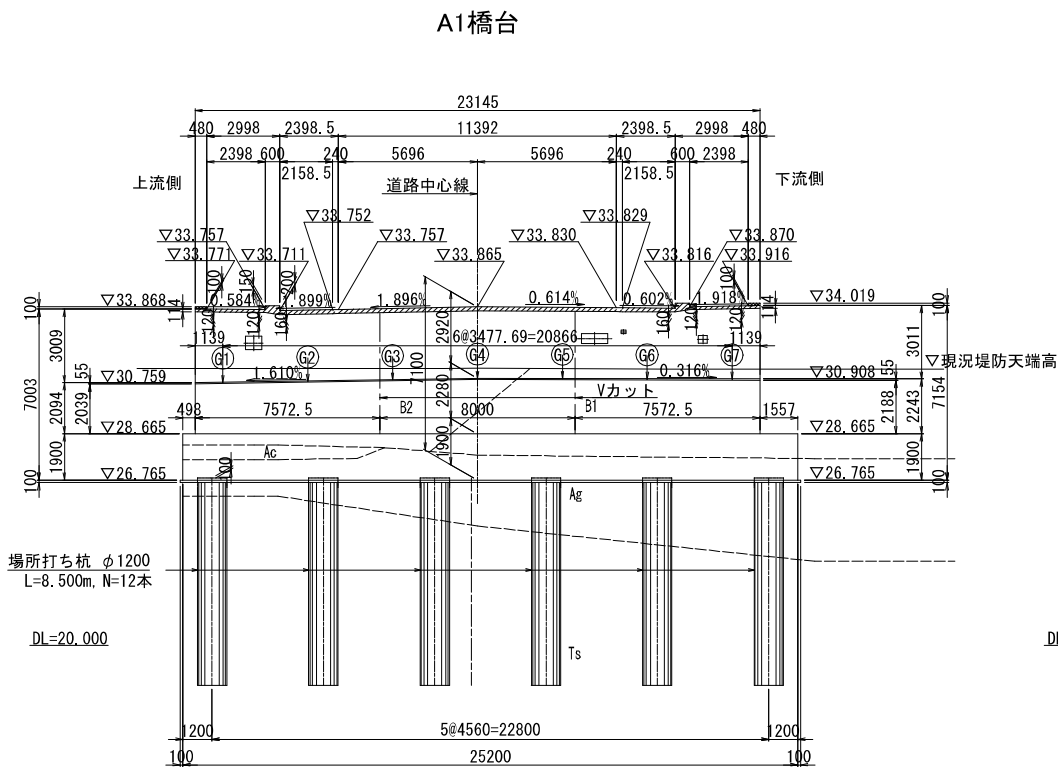
平面図 S=1:300



工 事 名	野方三ツ池公園線/ 橋梁下部<橋脚>工事
路 線 名	市道 野方三ツ池公園線
施工箇所名	日進市野方町地内
図面の種類	橋梁一般図(その1)
縮 尺	図 示
図 面 番 号	全 葉の内 号

橋梁一般図(その2)

正面図 S=1:150



設計条件			
道路条件	路 線 名	市道 野方三ツ池公園線	
	道 路 規 格	第4種 第1級	
	設 計 速 度	V=60km/h	
	設 計 荷 重	B活荷重	
	大型車交通量	10000台/日	
幾何条件	計 画 交 通 量	1194台/日	
	橋 名	新野方大橋(仮称)	
	橋 長	74.800m	
	桁 長	74.300m	
	支 間 長	29.300m + 43.800m	
	総 幅 員	19.300m~20.300m	
	幅 員 構 成	有効幅員 歩道2.00m + 自転車道2.000m + 車道9.500m~10.500 + 自転車道2.000m + 歩道2.000m	
	斜 角	A1橋台: 56° 30' 0" A2橋台: 77° 0' 0" P1橋脚: 59° 30' 0"	
	平 面 線 形	R=∞	
	縦 断 勾 配	1.176% VCL 2.564%	
構造形式	横 断 勾 配	1.500% 1.500% 1.500% 1.500%	
	上 部 工	鋼2径間連続鉄桁橋	
	床 版	RC合成床版 t=240mm	
	舗 装	アスファルト舗装 車道部t=80mm 歩道部t=30mm	
	防 水 層	塗膜系防水層	
	下 部 工	橋台: 逆T式橋台 橋脚: 壁式橋脚	
	基 礎 工	橋台: 杭基礎 橋脚: 直接基礎	
設計概要	支 承	A1・A2: 可動ゴム支承 P1: 固定ゴム支承	
	活 荷 重	B活荷重	
	地震条件	重要度区分	B種の橋
		地 盤 種 別	Ⅱ種地盤
		地域別補正係数	A2地区 (Cz=1.0、CⅠz=1.0、CⅡz=1.0)
設計水平震度(L1)		kh=0.25	
設計手法	設計震度(L2下限値)	-	
	上部工(主桁)	部分係数法(平面格子解析)	
	下 部 工	部分係数法	
	基 礎 工	部分係数法	
	耐 震 設 計	部分係数法	
地盤条件	L2時の塑性部材	-	
	地 形	表層に沖積層等が薄く分布し、その下位に 新第三紀層が分布している。	
	支 持 層	砂質土 (新第三紀砂質土層Ts)	
材料の条件	液 状 化	中間層に液状化層有り	
	上部工	鋼 材	SM400, SM490Y, SS400, S10T (M22)
		防 食 仕 様	重防食塗装
	下部工	コンクリート	σ ck=27N/mm2(床版)。 σ ck=24N/mm2(地覆)
		鉄 筋	A1・A2・P1: σ ck=24N/mm2 A1・A2・P1: SD345
	基礎	コンクリート	σ ck=24N/mm2 (場所打ち杭: 呼び強度 σ ck=30N/mm2)
		鉄 筋	A1・A2・P1: SD345
裏 込 め 土		単位体積重量: γ=19.0kN/m3 せん断抵抗角: φ=30°	
製作・施工	上 部	主 桁	
	床 版	トラッククレーン一括架設	
	下 部 工	現場打ちコンクリート	
維持管理	基 礎 工	現場打ちRC橋台、RC橋脚	
	定期点検(5年/回)	場所打ち杭 φ1200	
	異常時点検	上・下部工: 橋梁点検車(大型)	
	L2地震時の塑性化位置	上・下部工: 検査路(上部工のみ検査を設置)	
	床版取替え時	-	
適用示方書	塩 害 対 策	塩害の影響は受けない	
	適用示方書	道路橋示方書・同解説(平成29年11月)日本道路協会 橋梁設計の手引き(令和元年7月)愛知県建設局	

工 事 名	野方三ツ池公園線/ 橋梁下部<橋脚>工事
路 線 名	市道 野方三ツ池公園線
施工箇所名	日進市野方町地内
図面の種類	橋梁一般図(その2)
縮 尺	図 示
図 面 番 号	全 葉の内 号